

秋田県告示第152号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、次のとおり令和4年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公示する。

令和5年3月31日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 (1) 調査を行う者の名称
湯沢市
- (2) 調査地域
湯沢市桑崎、皆瀬、柳町、大町、田町及び内町
- (3) 調査期間
令和5年3月20日から令和6年3月29日まで
- 2 (1) 調査を行う者の名称
鹿角市
- (2) 調査地域
鹿角市八幡平
- (3) 調査期間
令和5年3月20日から令和6年3月29日まで
- 3 (1) 調査を行う者の名称
由利本荘市
- (2) 調査地域
矢島町立石
- (3) 調査期間
令和5年3月20日から令和6年3月29日まで
- 4 (1) 調査を行う者の名称
大仙市
- (2) 調査地域
大仙市高城、強首及び協和船沢
- (3) 調査期間
令和5年3月20日から令和6年3月29日まで
- 5 (1) 調査を行う者の名称
仙北市
- (2) 調査地域
仙北市角館町八割及び下延
- (3) 調査期間
令和5年3月20日から令和6年3月29日まで
- 6 (1) 調査を行う者の名称
羽後町
- (2) 調査地域
雄勝郡羽後町西馬音内及び西馬音内堀廻
- (3) 調査期間
令和5年3月20日から令和6年3月29日まで